

K & N I P NEWS

*** 今回の内容 ***

中国特許法改正について

中国特許法の改正案が2020年10月17日に可決され、2021年6月1日から施行されることになりました。

- ・部分意匠制度が導入されます。
- ・意匠保護期間が、10年から15年に延長されます。(出願日から起算)

その他、特許権者の合法的な権利と利益の保護を強化し、特許権の実施と運用を促進するための改正が行われております。

文責：外国G リーダー長谷川
監修：弁理士 中根 美枝

2020年11月2日

特許業務法人笠井中根国際特許事務所